

住宅の応急修理に係る事業者の方に対する留意事項

●見積書は記載例を参考に作成してください。半壊以上は税込 59 万 5 千円、準半壊は税込 30 万円が限度額です。

裏面の「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照のうえ、該当になるかどうか不明な場合は、須賀川市役所建築住宅課にお問い合わせ願います。

応急修理に該当する工事分のうち、半壊以上の場合は税込 59 万 5 千円、準半壊の場合は税込 30 万円が限度額となります。限度額（税込 59 万 5 千円または 30 万円）を超える分は、住宅修理希望者（被災者）の方の自己負担となるため、見積書作成の際、貴社からも住宅修理希望者にその旨ご説明願います。

●工事発注（修理依頼）は須賀川市が行います。

見積書の作成依頼は被災者が行いますが、応急修理（59 万 5 千円または 30 万円限度）に該当する工事の発注は、被災者ではなく市が修理依頼書（様式第 4 号）により行います。したがって、工事完了後の応急修理に係る工事代金の請求先も市になります。

●必要書類を忘れずに準備しておいてください。

住宅応急修理見積書（様式第 3 号：被災者の記名・押印必要）は市に提出してください。

修理工事の実施にあたっては、該当箇所の写真（施工前・施工中・施工後）を撮って、市に提出していただきますので、工事写真の管理をよろしく願います。工事を完了したら、工事完了報告書（様式第 6 号：被災者の記名・押印必要）と請求書（工事代金振込先口座を明記）を提出する必要があります。完了報告後、市では履行確認したうえで、指定口座に請求代金をお支払いします。なお、応急修理制度対象分以外の工事代金については、直接、住宅修理希望者（被災者）にご請求願います。

●施工前・施工中・施工後の写真は必ず撮影してください。

福島県災害対策本部から、修理工事の施工前や施工中の写真は必ず撮影するよう指導を受けておりますので、忘れずに撮影してください。

なお、写真は住宅修理希望者（被災者）の方が撮影したもので結構です。

※様式等については、須賀川市ホームページからダウンロード可能です。

住宅の応急修理にかかる工事例 (R4.3.16 福島県沖地震)

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた玄関、サッシの補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の部分は対象外）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた壁の修理（柱、間柱、筋交い等構造上主要な部分の修理に限る）とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え、崩れた土壁のみの修理
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。ただし、原状復旧できない場合や原状復旧より安価で修理できる場合に限る。
 - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・エアコン等）は対象外である。